

◆建設工事に係る資材の再資源化に関する法律に基づく書面の提出方法等について【説明書】

資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図るために制定された「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」及び「特定建設資材に係る分別解体等に関する省令」に基づき、対象となる工事については、契約の際に分別解体等の方法及び解体工事に要する費用等を書面に明記し、契約当事者双方が記名・押印すること等が義務付けられています。

【特定建設資材】

①コンクリート
②コンクリート及び鉄から成る建設資材（※プレキャストコンクリート版など）
③木材
④アスファルト・コンクリート

【対象建設工事】

工事の種類	規模の基準
建築物の解体工事	床面積80㎡以上
建築物の新築または増築工事	床面積500㎡以上
建築物の修繕、模様替（リフォーム等）工事	請負金額が1億円以上
土木工作物に関する工事	請負金額が500万円以上

注）解体工事又は新築工事等を二以上の契約に分割して請け負う場合においては、これを一の契約で請け負ったものとみなして、上記の一定規模に関する基準を適用する。ただし、正当な理由に基づいて契約を分割した時は、この限りでない。

【対象建設工事となる場合】

①「法第12条第1項に基づく書面」・・・・・・・・12条関係様式

※該当項目にチェックマークを付し、必要事項を記入して、契約締結日までに工事担当課に提出し確認を受けること

【提出部数：1部】 【提出先：工事担当課】

②「法第13条及び省令第4条に基づく書面」・・・・・・・・13条関係様式

※該当項目にチェックマークを付し、必要事項を記入して、契約書に袋として提出

【提出部数：2部】 【提出先：総務課 契約検査係】

③「法第18条第1項に基づく書面」・・・・・・・・18条関係様式

※再資源化の完了後、必要事項を記入して担当課に提出

【提出部数：1部】 【提出先：工事担当課】